

葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱

平成 24 年 10 月 29 日
24 葛総契第 539 号区長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、葛飾区暴力団排除条例（平成24年 6 月葛飾区条例第19号）第 7 条の規定により、葛飾区（以下「区」という。）の契約から暴力団等の関与を防止する措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区の契約 建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。）設計、測量、建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供、財産の買入れ、売払い、貸付等の区が締結する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 区の契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 の規定による一般競争入札の参加資格並びに同令第 167 条の 11 の規定による指名競争入札の参加資格を有する者（区と随意契約を締結しようとする者を含む。）をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員等、区の契約に関し、契約の相手方に工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を行う団体及び個人その他の暴力団関係者をいう。
- (4) 暴力団員等 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (5) 下請負人等 工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合の下請負人（二次以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。）及び委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせる場合（再委託）の受託者をいう。
- (6) 役員等 代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。））、一般役員等（入札参加資格者である役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との契約を締結する権限を有する事業所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者をいう。
- (7) 使用人 入札参加資格者に雇用される者で、前号に該当する者以外の者をいう。

- (8) 契約担当者 葛飾区契約事務規則（昭和 39 年 3 月葛飾区規則第 7 号。以下「規則」という。）第 2 条第 5 号に規定する契約担当者をいう。

（入札参加除外措置）

第 3 条 区長は、役員等又は使用人が別表左欄に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、別に定める葛飾区契約における暴力団等排除対策委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該入札参加資格者を区の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者について入札参加除外措置を行うことができる。

- 2 区長は、入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加資格者に対して、入札参加除外措置決定通知書（別記様式第 1 号）により通知するものとする。

（入札参加除外措置の解除）

第 4 条 区長は、前条第 1 項の規定により入札参加除外措置を行った当該入札参加資格者（以下「入札参加除外者」という。）について、入札参加除外措置を行った日から別表右欄に定める期間を経過し、かつ、当該入札参加除外者から入札参加除外措置の解除の申請があり、同表左欄に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。

- 2 前項の入札参加除外措置の解除の申請は、入札参加除外措置解除申請書（別記様式第 2 号）により行うものとする。
- 3 区長は、第 1 項の申請を行った入札参加除外者に対して、当該入札参加除外措置の原因となった事実が解消した旨の報告書、将来にわたり別表の左欄に掲げる措置要件に該当する行為等をしない旨の誓約書その他の必要な書面の提出を求めることができる。
- 4 区長は、第 1 項の規定により入札参加除外措置の解除を行ったときは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置解除決定通知書（別記様式第 3 号）により通知するものとする。
- 5 区長は、入札参加除外措置を解除できないときは、当該入札参加除外者に対して、入札参加除外措置継続通知書（別記様式第 4 号）により通知するものとする。

（勧告措置）

第 5 条 区長は、第 3 条の規定により入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、入札参加資格者に対し、勧告を行うことができる。ただし、区長が委員会の審議を経る必要がないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告を行うことができる。

- 2 前項の勧告は、葛飾区暴力団等排除措置に関する勧告書（別記様式第 5 号）

により行うものとする。

(入札参加除外措置等の公表)

第6条 区長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外措置の事由等を公表するものとする。ただし、葛飾区個人情報の保護に関する条例(昭和60年12月条例第27号)の目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

(入札参加資格者の審査における排除)

第7条 区長は、入札参加資格者に係る資格審査に当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

(一般競争入札からの排除)

第8条 契約担当者は、区の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加又はその資格を認めてはならない。

2 契約担当者は、一般競争入札の入札参加又はその資格を認めた者が、契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加又は資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により当該入札参加又は資格を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第9条 契約担当者は、区の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 契約担当者は、指名競争入札の指名を受けた者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項の規定に定める措置は、あらかじめ通知等において周知するものとする。

4 契約担当者は、第2項の規定により当該指名を取り消したときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第10条 契約担当者は、入札参加除外者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該契約の目的及び内容から区の契約の相手方とする必要がある場合は、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第11条 契約担当者は、区の契約の相手方に、入札参加除外者を下請負人等とすることを認めてはならない。

2 契約担当者は、区の契約の相手方が、入札参加除外者を下請負人等としていたときは、当該区の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員又は組合員とする特定建設共同企業体又は事業協同組合について準用する。

(契約の解除)

第13条 区長は、区の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(指定管理者等への指導)

第14条 区長は、第3条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、区の事務又は事業を行わせる指定管理者等に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うよう指導するものとする。

(不当介入等に対する措置)

第15条 契約担当者は、区の契約の相手方が、当該契約の履行に当たり、不当介入等を受けたときは、速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 契約担当者は、区の契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督を行うべき下請負人等が不当介入等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届出を行うよう指導するように求めるものとする。

3 契約担当者は、区の契約の相手方又は下請負人等が不当介入等を受け、当該契約の履行遅延等が発生するおそれがあると認められる場合は、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められるときに限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第16条 区長は、この要綱の運用に当たっては、警察等関係機関との密接な連携のもとに行うものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則（平成 24 年 10 月 29 日 24 葛総契第 539 号）
この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

措置要件	期 間 (当該除外措置を行った日から)
<p>1号 暴力団員等の経営関与 役員等が暴力団等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>24 か月 ただし、措置期間経過後も改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件8号の期間まで同じ。）</p>
<p>2号 暴力団等又は暴力団員等の利用 役員等若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図るため、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用したと認められるとき。</p>	<p>24 か月</p>
<p>3号 暴力団等への利益供与 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>12 か月</p>
<p>4号 暴力団等との親交 役員等若しくは使用人が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。</p>	<p>12 か月</p>
<p>5号 暴力団等との下請負人等契約 区の契約の相手方が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、当該契約の相手方が、1号から4号までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。</p>	<p>12 か月</p>
<p>6号 再度の勧告 入札参加資格者が第5条に基づく勧告措置を受けた日から1年以内に再度勧告措置を受けたとき。</p>	<p>12 か月</p>
<p>7号 下請負人等との契約解除拒否 区の契約の相手方の下請負人等が1号から4号までのいずれかの規定に該当する場合において、区が当該下請負人等との契約の解除を当該区の契約の相手方に求めたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるとき。</p>	<p>12 か月</p>
<p>8号 不当介入通報報告義務違反 区の契約の相手方が、契約の履行に当たって暴力団等から不当介入等を受けた場合において、正当な理由がなく区への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。</p>	<p>12 か月</p>

別記様式第1号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

葛飾区長



入札参加除外措置決定通知書

葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱第3条第1項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該除外措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該除外措置を継続する。

2 入札参加除外措置を行う理由

葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱別表 号に該当すると認められるため。

3 入札参加除外措置の内容

- (1) 本区で実施する競争入札に参加することはできません。
- (2) 本区と契約を締結することはできません。
- (3) 本区が締結する契約の下請負人等になることはできません。

別記様式第2号(第4条関係)

年 月 日

葛飾区長 へ

所在地
商号又は名称
代表者(代理人)役職氏名

印

入札参加除外措置解除申請書

当社は 年 月 日付け 第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、
現在、暴力団等及び暴力団員等との関係を有しておらず、葛飾区契約における
暴力団等排除措置要綱別表各号のいずれにも該当していません。

よって、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第2項の規定によ
り、下記のとおり、入札参加除外措置の解除を申請します。

記

1 解除を申請する理由とその根拠

別記様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

葛飾区長



入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱第4条第4項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を解除する日
年 月 日

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

葛飾区長



入札参加除外措置継続通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、入札参加除外措置の原因となった事実の解消が確認できませんでしたので、下記のとおり入札参加除外措置を継続するので通知します。

記

- 1 入札参加除外措置を継続する理由

別記様式第5号（第5条関係）

第 年 月 日

様

葛飾区長



葛飾区暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱別表 号に掲げる行為があると認められます。今回は、入札参加除外措置は行いませんが、葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱第5条第2項の規定により、勧告します。

記

1 勧告理由